

神戸市下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第 号

神戸市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市下水道条例施行規則(昭和50年11月規則第70号)を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(排水設備の確認)</p> <p>第3条 条例第3条第1項の規定による確認を受けようとする者は、排水設備計画(変更)確認申請書及び設計書、<u>第5条第1項第3号及び第4号に規定する技術上の基準に適合していることを示す書面</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、条例第3条第1項の規定による確認をしたときは、申請者に排水設備計画(変更)<u>確認番号</u>を通知する。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(排水設備の確認)</p> <p>第3条 条例第3条第1項の規定による確認を受けようとする者は、排水設備計画(変更)確認申請書及び設計書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、条例第3条第1項の規定による確認をしたときは、申請者に排水設備計画(変更)<u>確認証</u>を交付する。</p> <p>3 [略]</p>

(排水設備の技術基準)

第5条 排水設備の設置及び構造の技術上の基準については、下水道法施行令(昭和34年政令第147号。以下「政令」という。)第8条並びに条例第4条及び第6条に規定するもののほか、次に掲げる基準に従わなければならない。

(排水設備の技術基準)

第5条 排水設備の設置及び構造の技術上の基準については、下水道法施行令(昭和34年政令第147号。以下「政令」という。)第8条並びに条例第4条及び第6条に規定するもののほか、次に掲げる基準に従わなければならない。

(1) 汚水の排水設備を公共下水道に接続するときは、接続ますその他汚水を排除する施設の管底高以上の位置に所要の穴をあけ、内壁に突き出さないように接続し、その外周を樹脂系接合剤、モルタルその他これらに類するもので埋め、水密にすること。

(2) 雨水の排水設備を公共下水道に接続するときは、側溝その他雨水を排除する施設の管底高以上の位置に所要の穴をあけ、内壁に突き出さないように接続し、その外周を樹脂系接合剤、モルタルその他これらに類するもので埋め、水密にすること。

(3) 排水管の土かぶりは、私道内では50センチメートル以上、宅地内では20センチメートル以上を標準とすること。

(1)～(3) [略]

(4) [略]

2 [略]

(排水設備の接続方法)

第5条の2 条例第4条第1項に規定する接続工事は、次に定めるとおり行わなければならない。

(1) 汚水の排水設備を公共下水道に接続するときは、接続ますその他汚水を排除する施設の管底高以上の位置に所要の穴をあけ、内壁に突き出さないように接続し、その外周を樹脂系接合剤、モルタルその他これらに類するもので埋め、水密にすること。

(2) 雨水の排水設備を側溝その他雨水を排除する施設に接続するときは、当該施設の管底高以上の位置に所要の穴をあけ、内壁に突き出さないように接続し、その外周を樹脂系接合剤、モルタルその他これらに類するもので埋め、水密にすること。

(3) 接続先の施設（接続ますその他汚水を排除する施設及び側溝その他雨水を排除する施設）に異常等がないことを確認すること。

(4)～(6) [略]

(7) 水洗便器は、使用に当たり完全に洗浄しうる装置とすること。

(8) [略]

2 [略]

(申請書等の様式)

第23条 申請書、届出書その他の書類の様式は、次に定めるところによる。

(1)、(2) [略]

(3) 削除

(4)～(27) [略]

(申請書等の様式)

第23条 申請書、届出書その他の書類の様式は、次に定めるところによる。

(1)、(2) [略]

(3) 排水設備計画(変更)確認証 第3条第2項関係 様式第3号

(4)～(27) [略]

様式第1号を次のように改める。



(裏)

注意事項

- 1 この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。  
なお、この申請書の提出事務を代理人に委任する場合は、委任事項を記載した委任状を添付し、又は以下の委任状に必要事項を記載してください。
- 2 この申請は、設置される排水設備が公共下水道に悪影響を与えないか、衛生的に下水を排除できる計画であるか確認するものです。全ての排水設備の機能や品質、性能を保証するものではありません。
- 3 排水設備に係る工事に関し、地主、家主、共同排水管の所有者その他の利害関係人がある場合は、当該利害関係人とよく話し合ってください。この申請は、市長が私法上の権利等を確認するものではありません。
- 4 市長はこの申請を確認したときは排水設備計画（変更）確認番号を通知します。
- 5 排水設備の新設等の工事に際しては、申請書及び添付書類の記載事項と相違しないよう施工してください。
- 6 やむを得ず変更が生じる場合は、再度確認を受けてから着工してください。

委 任 状

年 月 日

神戸市長 宛

私は、次の者を代理人と定め、排水設備計画（変更）確認申請書及び排水設備工事完成届の提出、その他の排水設備工事の事務遂行上必要な一切の権限を委任します。

委任者

住 所

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

受任者

住 所

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

施工場所（委任者の住所と同一のときは、記入しないでください。）

様式第 2 号を次のように改める。



様式第 3 号を次のように改める。

様式第 3 号 削除

様式第 4 号を次のように改める。

様式第4号

排水設備工事完成届

年 月 日

神戸市長 宛

設置義務者（届出者） (法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
氏名

氏名
----

次のとおり排水設備の新設等の工事が完成したので、神戸市下水道条例第3条第3項の規定により届け出ます。

1	施工場所	
2	確認番号	
3	完成年月日	年 月 日
4	施工業者名	指定工事店番号 ( )

5 添付書類  
 写真（施工状況及び排水設備の接続方法が確認できるもの。阻集器等を設置した場合は、当該阻集器等の設置場所、寸法及び型式番号が分かるもの。その他本市指示によるもの。）  
 完成図（神戸市下水道条例施行規則第4条に規定する事項の変更がある場合に限る。）  
 ※ 開発行為の場合、本申請では添付書類（写真、完成図）は不要です。

6 施工確認・引渡し内容の確認  
 次のとおり、施工業者（責任技術者\_\_\_\_\_）と設置義務者で確認をした。  
 <施工確認> 確認者：施工業者  
 公共下水道への支障がない  
 神戸市下水道条例第4条第2項の規定により、排水設備を公共下水道に接続するときは、誤接続など公共下水道への支障がないように施工した。  
 排水設備に問題がない  
 施工した全ての排水設備の機能、品質、性能に問題がないことを確認した。  
 <引渡し内容の確認> 確認者：設置義務者  
 写真・完成図・申請書類の引き渡し  
 施工業者から写真・完成図・申請書類の引き渡しを受けた。  
 排水設備の維持管理  
 ます蓋の開け方、ますの清掃等について理解した。  
 屋外水栓の排水を雨水排除施設に接続する場合  
 石鹼など公共用水域の水質悪化になるものの使用禁止について理解した。  
 阻集器等を設置した場合の維持管理方法  
 清掃方法及び適切な清掃を行う必要性について理解した。  
 確認実施日 : 年 月 日  
 水栓番号 :  
 ※ 水道水以外を使用する場合は、様式第5号「公共下水道使用開始届」を別途ご提出ください。

注意 この届書は、本人又はその代理人が記入するものです。

-----（ここから下は、記入しないでください。）-----

排水設備工事完成届が提出されましたので、受理してよろしいか。

	受理年月日	年	月	日

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和6年6月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の神戸市下水道条例施行規則（以下「旧規則」という。）に定める様式に従い提出されている申請書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）は、この規則による改正後の神戸市下水道条例施行規則（以下「新規則」という。）に定める様式に従い提出されている申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する旧規則の様式による申請書等の様式は、新規則による申請書等の様式とみなして、当分の間、なお使用することができる。